

町田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則

町田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成2年2月町田市規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、町田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成26年3月町田市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（事業の許可申請）

第3条 条例第5条第1項の許可を受けようとする事業主は、当該事業が土砂等の堆積以外の事業である場合にあっては町田市土砂等による埋立て等許可申請書（第1号様式）に、当該事業が土砂等の堆積である場合にあっては町田市土砂等による埋立て等（堆積）許可申請書（第2号様式）に次に掲げる書類及び図面のうち市長が必要と認めるものを添えて、市長に申請しなければならない。

（1）委任状

（2）事業区域の位置図

（3）事業区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し

（4）事業区域に係る土地の現況図

（5）事業完了後の予定平面図

（6）事業計画平面図及び事業計画断面図

（7）事業主と事業施工者との当該事業に係る契約書又はこれに代わるものの写し（事業主が自ら事業を行う場合を除く。）

（8）事業主の登記事項証明書（事業主が個人である場合にあっては、住民票の写し）及び印鑑登録証明書

- (9) 事業区域に係る土地の境界確定証明書
- (10) 土砂等の搬出入経路図
- (11) 事業の作業工程表
- (12) 擁壁その他の工作物の断面図、配置図、展開図及び構造図
- (13) 計画排水平面図及び計画排水縦横断面図
- (14) 事業主の資力及び信用に関する書類
- (15) 事業施工者の能力に関する書類
- (16) 事業区域に係る土地及び事業で使用する土砂等の土質の分析結果
- (17) 町田市土砂等による埋立て等土地所有者等同意書（第3号様式）又は同意を得たことを証する書類
- (18) 土地所有者等の印鑑登録証明書（土地所有者等が国又は地方公共団体である場合を除く。）
- (19) 事業の施工の手順を明らかにした書類
- (20) 町田市土砂等搬出入車両一覧届出書（第4号様式）
- (21) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

2 前項の規定により提出する書類及び図面の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

3 第1項の規定による申請は、条例第9条の規定により協定を締結した日から1年を経過する日までに行わなければならない。

（事業区域の面積等）

第4条 条例第5条第1項第1号の事業区域の面積は、当該事業区域に隣接する土地において当該事業主が当該事業に着手する日の前1年間に施工され、又は施工中の事業がある場合は、当該隣接する土地において施工され、又は施工中の事業の事業区域の面積に当該事業の事業区域の面積を合計した面積とする。

2 条例第5条第1項第2号の事業の施工後と施工前の地盤の高さの差は、当該事業区域に隣接する土地又は事業区域を含む土地において当該事業主が当該事業に着

手する日の前1年間に施工され、又は施工中の事業がある場合は、当該隣接する土地又は事業区域を含む土地において施工され、又は施工中の事業（以下この項において「隣接等事業」という。）の施工後の地盤の高さと当該事業の施工後の高さを合計して得た高さと同接等事業の施工前の地盤の高さの差とする。

（許可の適用除外）

第5条 条例第5条第2項第1号の規則で定めるものは、別表第1に掲げる許可、認可等を受けて行う事業とする。

2 条例第5条第2項第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- （1）独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項の独立行政法人及び同条第2項の特定独立行政法人
- （2）地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人及び同条第2項の特定地方独立行政法人
- （3）東京都監理団体指導監督要綱（平成9年4月1日施行）に規定する監理団体
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 条例第5条第2項第4号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- （1）事業区域の面積が500平方メートル以上であって、事業の施工後と施工前の地盤の高さの差が、30センチメートルを超える部分がないもの
- （2）事業区域の全部が農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地であるもの
- （3）採石法（昭和25年法律第291号）又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定による認可を受けた採取計画に基づき採取された土砂等のみを用いて行うもの
- （4）別表第2に掲げる事業

（土地所有者等の同意）

第6条 条例第5条第3項の同意は、土地所有者等から町田市土砂等による埋立て等土地所有者等同意書を取得することにより得るものとする。ただし、土地所有者等

が国又は地方公共団体であるときは、町田市土砂等による埋立て等土地所有者等同意書に代えて、同意を得たことを証する書類とすることができる。

(事前相談)

第7条 条例第6条の事前相談は、町田市土砂等による埋立て等計画概要書(第5号様式)に次に掲げる書類及び図面のうち市長が必要と認めるものを添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 第3条第1項第1号から第6号までに掲げる書類及び図面
- (2) 事業区域の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

(近隣住民への説明等)

第8条 条例第7条第1項に規定する近隣住民への説明は、第12条に規定する協議の申請日の30日前までに説明会又は戸別訪問(説明会により難いと市長が認めるときに限る。)により行わなければならない。

2 事業主は、前項の説明会又は戸別訪問を行うときは、当該説明会又は戸別訪問を行う日の7日前までに次に掲げる書類を掲示するとともに、近隣住民に通知しなければならない。ただし、当該期日までに近隣住民に通知できないことにつき正当な理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 土砂等による埋立て等のお知らせ(第6号様式)
- (2) 土砂等の搬出入経路のお知らせ(第7号様式)

3 前項の規定による掲示は、事業の施工期間中、事業区域内の公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

(説明を要する事項)

第9条 条例第7条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業主及び事業施工者の氏名及び住所(当該者が法人である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 事業の目的

- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 搬入する土砂等の量及び事業施工後の地盤の高さ
- (5) 土砂等の発生場所及び発生事業名
- (6) 事業を行う期間
- (7) 事業の設計
- (8) 土砂等の搬出入経路

(説明を要する近隣住民)

第10条 条例第7条第1項の近隣住民は、次に掲げる者とする。

- (1) 事業区域の土地に隣接する土地を所有し、又は占有する者
- (2) 事業区域の境界線からの水平距離が100メートル以内の範囲に存する建物の全部又は一部を所有し、占有し、又は管理する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(報告)

第11条 条例第7条第2項の規定による報告は、町田市土砂等による埋立て等説明会等報告書(第8号様式)により行わなければならない。

2 条例第7条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 説明会又は戸別訪問を行った近隣住民の範囲及び名簿
- (2) 説明した事項及び説明した資料
- (3) 事業計画に係る近隣住民の要望及び意見
- (4) 近隣住民の要望及び意見についての事業主の回答及び見解
- (5) 説明会又は戸別訪問を行った日時
- (6) 開催場所(説明会の場合に限る。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(協議の申請)

第12条 条例第8条の規定による協議は、町田市土砂等による埋立て等協議申請書(第9号様式)に次に掲げる書類及び図面のうち市長が必要と認めるものを添えて、

これを市長に提出して行わなければならない。

- (1) 第3条第1項第1号から第15号までに掲げる書類及び図面
- (2) 当該事業が他の法令等の適用を受ける場合（別表第1に掲げる許可、認可等を受けて事業を行う場合を除く。）にあつては、当該法令等による手続を行っていることを証する書類
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
（事業主等の要件）

第13条 条例第10条第1項第5号の規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- (1) 事業主が当該事業を行うために必要な資力及び信用を有していること。
- (2) 事業施工者（事業主が自ら事業を行う場合にあつては事業主）が当該事業を行うために必要な能力を有していること。
- (3) 当該事業主又は事業施工者が当該許可を受けようとする事業の着手予定日の前5年間に、条例第14条第2項、第19条、第20条第2項、第21条第2項又は第23条の規定による命令を受けた場合にあつては、当該命令に係る措置を講じていること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（技術的細目）

第14条 条例第10条第3項の技術的細目は、別表第3のとおりとする。

（許可等の決定）

第15条 市長は、第3条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、町田市土砂等による埋立て等許可（不許可）決定通知書（第10号様式）により当該申請者に通知する。

（変更許可の手続）

第16条 条例第11条第1項に規定する事業計画の変更の許可を受けようとする事業主は、町田市土砂等による埋立て等変更許可申請書（第11号様式）に、第3条第1項各号に掲げる書類及び図面のうち市長が必要と認めるものを添えて、市長に

申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、町田市土砂等による埋立て等変更許可（不許可）決定通知書（第12号様式）により当該申請者に通知する。

3 条例第11条第3項において準用する条例第8条の規定による協議は、町田市土砂等による埋立て等変更協議申請書（第13号様式）に第12条各号に掲げる書類及び図面のうち市長が必要と認めるものを添えて、これを市長に提出して行わなければならない。

4 第3条第2項の規定は、第1項の規定による申請をする場合について準用する。
（変更許可を要しない軽微な変更）

第17条 条例第11条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- (1) 事業主及び事業施工者の氏名及び住所（当該者が法人である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 搬入する土砂等の量及び事業施工後の地盤の高さ（減少する場合に限る。）
- (3) 土砂等の発生場所及び発生事業名
- (4) 事業の施工期間（短縮する場合に限る。）
- (5) 事業の設計（市長が軽微なものと認める場合に限る。）

2 条例第11条第2項の規定による届出は、当該変更する日の7日前までに町田市土砂等による埋立て等変更届出書（第14号様式）により行わなければならない。

3 条例第11条第2項の規定による通知は、町田市土砂等による埋立て等変更通知書（第15号様式）により行わなければならない。

（許可の取消し）

第18条 市長は、条例第14条第1項の規定により許可を取り消したときは、町田市土砂等による埋立て等許可取消書（第16号様式）により当該事業主に通知する。

2 条例第14条第2項の規定による命令は、町田市土砂等による埋立て等措置命令

書（第17号様式）により行うものとする。

（着手の届出）

第19条 条例第15条の規定による届出は、事業に着手した日の翌日から起算して7日以内に町田市土砂等による埋立て等着手届出書（第18号様式）により行わなければならない。

（定期報告）

第20条 条例第16条第1項の規定による報告は、事業の着手日の翌日から起算して3月ごとに、その期間の満了の日（以下この条において「期間満了日」という。）の翌日から起算して7日以内に町田市土砂等による埋立て等施工状況報告書（第19号様式）に次に掲げる書類等を添えて行わなければならない。

（1）期間満了日前7日以内に撮影した事業区域の写真

（2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（標識）

第21条 条例第17条の標識は、町田市土砂等による埋立て等標識（第20号様式）とする。

2 前項の標識は、事業の施工期間中、事業区域内の公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

（改善勧告）

第22条 条例第18条の規定による勧告は、町田市土砂等による埋立て等改善勧告書（第21号様式）により行うものとする。

（措置命令）

第23条 条例第19条の規定による命令は、町田市土砂等による埋立て等停止・措置命令書（第22号様式）により行うものとする。

（廃止の届出等）

第24条 条例第20条第1項の規定による届出は、事業を廃止した日の翌日から起算して7日以内に町田市土砂等による埋立て等廃止届出書（第23号様式）により

行わなければならない。

2 条例第20条第1項の規定による通知は、町田市土砂等による埋立て等廃止通知書（第24号様式）により行うものとする。

3 条例第20条第2項において準用する条例第14条第2項の規定による命令は、町田市土砂等による埋立て等措置命令書により行うものとする。

（完了の届出等）

第25条 条例第21条第1項の規定による届出は、事業が完了した日の翌日から起算して7日以内に町田市土砂等による埋立て等完了届出書（第25号様式）により行わなければならない。

2 条例第21条第1項の規定による通知は、町田市土砂等による埋立て等完了通知書（第26号様式）により行うものとする。

3 条例第21条第2項後段の規定による命令は、町田市土砂等による埋立て等措置命令書により行うものとする。

（土地所有者による施工状況の把握）

第26条 土地所有者は、条例第22条第1項の規定により、事業の施工期間中において毎月1回以上、当該事業の施工状況が同意した内容に違反していないかどうか、当該事業の施工においていっ水若しくは土砂等の崩落、飛散、流出等による災害が発生し、又はそのおそれがないかどうかを自ら確認することにより、当該事業の施工状況を把握しなければならない。ただし、自ら確認することが困難であるときは、当該事業主及び事業施工者以外の者で土地所有者が指名するものに確認させることにより行うことができる。

（是正命令）

第27条 条例第23条の規定による命令は、町田市土砂等による埋立て等是正命令書（第27号様式）により行うものとする。

（身分証明書）

第28条 条例第24条第2項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書（第28号

様式) とする。

(公表の方法)

第 29 条 条例第 25 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公表される者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 公表に係る事業の概要
- (3) 公表に至った経緯

2 条例第 25 条の規定による公表は、町田市公告式条例（昭和 33 年 2 月町田市条例第 3 号）第 2 条に規定する掲示場への掲示その他の方法により行うものとする。

(補則)

第 30 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1（第5条関係）

- 1 土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項、第48条第1項又は第95条第1項の認可
- 2 採石法第33条の認可
- 3 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認又は同法第32条第1項若しくは第91条第1項の許可
- 4 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項、第14条第3項の認可又は同法第76条第1項の許可
- 5 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）又は第6条第1項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の許可
- 6 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の許可
- 7 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第9条第1項の許可
- 8 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可
- 9 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第46条の認可
- 10 河川法（昭和39年法律第167号）第20条の承認又は同法第24条、第26条第1項、第27条第1項若しくは第55条第1項の許可
- 11 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可
- 12 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可
- 13 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項、第11条第1項若しくは第3項の認可又は同法第66条第1項の許可
- 14 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の許可
- 15 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第33条第1項若しくは第37条第1項の認可又は同法第7条第1項、第26条第1項若しくは第67条第1項の許可

1 6 鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）第 8 条第 1 項の認可

1 7 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1
2 年法律第 5 7 号）第 9 条第 1 項の許可

別表第2（第5条関係）

- 1 他の法令等の規定に基づく道路又は水路の整備
- 2 既存の崖面の擁壁による補強
- 3 既存の擁壁の造り替え
- 4 地盤の高さを変更せずに行う階段の設置又は撤去
- 5 地盤の高さを変更せずに行う駐車場、地下車庫等の設置又は撤去
- 6 都市計画法第29条第1項第3号から第10号までに掲げる開発行為
- 7 建築物の建築と一体の工事であると認められる基礎打ちその他の掘削

別表第3（第14条関係）

1 一般的事項

（1）環境保全対策

ア 事業区域周辺の地下水、家屋等に損失を与え、又はその機能を阻害することのないように、必要に応じて事前調査等を行い、適切な措置を講ずること。

イ 事業の完了後の土地の利用に応じ、植栽等による緑化に努めること。

ウ 事業の施工に当たっては、騒音、振動、粉じん、土砂等の流出等の防止対策を講じ、周辺的生活環境を損なわないようにすること。

エ 事業計画にない作業を臨時に行おうとするときは、近隣住民に説明し、その理解を得るよう努めること。ただし、当該作業が緊急を要する場合は、この限りでない。

（2）事故防止対策

ア 安全対策

（ア）作業時間中は、現場責任者を事業区域に常駐させ、事故及び災害の発生の防止に努めること。

（イ）事業区域内に、みだりに人が立ち入ることのないよう囲いを設ける等の安全対策を講ずること。

（ウ）原則として事業区域の全周囲に囲いを設け、囲いの構造は風圧等により容易に転倒し、及び破壊されないものとする。

（エ）事業区域の出入口は、原則として1か所とし、施錠できる構造とすること。

（オ）事業区域内の隣接地との境界に幅1.5メートル以上の離隔帯を確保すること。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(カ) 事業区域及びその周辺の地域の雨水その他の地表水を排除する能力を有する排水施設（事業を行っている間の排水施設を含む。）を設置すること。

イ 交通対策

(ア) あらかじめ、土砂等の搬出入経路について周辺住民、道路管理者及び所轄警察署と協議すること。

(イ) 土砂等の搬出入経路が通学路に指定されているときは、関係機関と協議し、登校時間帯の土砂等の搬出入車両の通行禁止その他の必要な措置を講ずること。

(ウ) 関係機関と協議し、土砂等の搬出入の期間の設定、交通誘導員の配置、標識の設置、安全施設の設置等必要な措置を講ずること。

(エ) 土砂等の搬出入経路は、土砂等の搬出入車両の通行に支障のない幅員であること。

(オ) 土砂等の搬出入車両 1 台ごとに、土砂等の搬出入を行う車両である旨の表示（第 3 1 号様式）を当該車両の外から見やすい場所に掲示すること。

2 技術的事項（埋立て、盛土及び切土の技術的基準）

(1) 宅地造成等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 9 条第 1 項の政令で定める技術的基準に適合するものとする。

3 技術的事項（堆積の技術的基準）

(1) のり面の勾配は、堆積の高さに関わらず、3 0 度以下の勾配であること。

(2) 原則として、事業の施工前の地盤から 3 0 センチメートルまでの高さごとに敷きならし及び締固めを行うこと。

(3) 事業区域の地盤に草木等があるときは、当該草木等の伐採及び除根を行うこと。

- (4) 事業区域の地盤の地表勾配が15度以上であるときは、土砂等の滑動を防止するために段切りを行うこと。
- (5) 堆積は、事業の施工前の地盤から2.5メートルまでの高さとする。ただし、事業区域に近接する建物がない等の理由により、市長が認めるときは、5メートルまでの範囲において市長と協議の上決定する高さまでとすることができる。
- (6) 搬入した土砂等を3月以上存置するときは、当該土砂等を搬入した日から搬出する日まで当該土砂等を防水シート等により覆うこと。
- (7) 排水施設は、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく処理する能力を有するものとする。
- (8) 擁壁を設置する場合における当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合するものとする。